

無料

一時保育の
利用以外は
事前申込み不要

主催 大阪弁護士会



大阪弁護士会

2014 憲法記念行事

イベント



究極の人権侵害 (えん罪)を考える

開催日 ▶ 5月10日(土)

会場 ▶ 大阪弁護士会館 (裏面地図参照)

開場 ▶ 9時30分

【10時～12時25分】映画上映会

「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」

◆主演／仲代達矢・監督／齊藤潤一

◆名張毒ぶどう酒事件弁護団も来場予定

先着350名

【12時45分～13時40分】

ランチタイム コンサート

◆演奏者／稲本 渡さん
(クラリネット)他

◆編成：クラリネット四重奏

曲目：アメリカン・パトロール／カーペンターズメドレー
となりのトトロメドレー／メリーウィドウ・ワルツ他



(C)東海テレビ放送

【13時50分～16時30分(予定)】取調べの可視化シンポジウム

「袴田、名張、布川、東住吉 冤罪再審事件の系譜 ～いまこそ、改めて取調べの可視化を考える(仮題)」

◆ゲスト／江川紹子さん、桜井昌司さん他 先着200名



一時保育を実施

無料

要事前申込み

2014年3月27日、6年に亘る審理を経て、袴田事件再審開始が決定されました。一方、50年余に亘ってえん罪を主張している名張毒ぶどう酒事件の奥西勝死刑囚についての再審請求は、2013年10月16日に最高裁において、特別抗告が棄却され、現在第8次再審請求がなされようとしています。また、大阪では、東住吉事件において、大阪地裁が2013年3月7日に再審開始決定をなし、現在大阪高裁で抗告(三者協議)が続いています。

これらの再審請求事件は、いずれも被告人の「自白」が存する事件です。

それでは、被告人の有罪を基礎づけた「自白」は、どのようにしてなされたのでしょうか？なぜ、犯人とされている人たちは、やってもいない事件について「自白」してしまったのでしょうか？

事件の重要な証拠とされる被疑者の「自白」。しかし、それが密室での取調官の作文だとしたら…。無実の人が、今処罰されようとしているのなら、そんなに恐ろしいことはありません。

本シンポジウムでは、上記事件に加え、幸いにも再審により無罪が確定した布川事件も併せ、再審の可否が問題となった、えん罪事件を題材に、密室取調べの問題点、及び取調べの可視化の必要性を訴えます。当日は、各事件の関係者をお招きして、再審事件の現状や、再審開始決定と併せて、刑と拘置の執行停止により、逮捕から48年ぶりに釈放された袴田さんや、死刑囚として日々を送っている奥西さんの状況等もお聞かせいただく予定です。ゲストとして、ジャーナリストの江川紹子さんもお招きします。

多数のご来場をお待ちしております。

お問合せ先 大阪弁護士会広報課 06-6364-1371